

## 令和3年度「中間支援組織の提案型モデル事業」(補助タイプ)に関するQ&A

### 1. 委託タイプとの関係について

Q1-1: 委託タイプと補助タイプの違いは。

A: 委託タイプは委託契約に基づき国の本来業務を国に代わり受託機関が実施するものであり、モデル事業で取得する資産が国に帰属するため原則リース等による対応となる等の制約がある。補助タイプではより自立自走に近い事業について、国が補助事業者に金銭給付を行うものであり、モデル事業で取得した資産は補助事業者に帰属する。(ただし法令に基づく制限がある。)(関連: Q4-3~4-7)

金額規模については、委託タイプは500~1,000万円程度、補助タイプは上限500万円の定額補助を予定している。

Q1-2: 委託タイプで応募し、採択されなかった事業に応募することは可能か。

A: 可能。

### 2. 応募方法について

Q2-1: 複数団体による応募は可能か。

A: 協議会やコンソーシアムによる応募も可能であるが、代表者1法人を定めることとし、補助金交付は当該法人に対して行う。なお例えばモデル事業に必要なwebサイトの構築などは外注費として計上が可能である。

Q2-2: 複数年度に跨がる事業の応募は可能か。

A: 可能。ただし令和4年度以降に跨る計画であっても令和3年度の事業実施期間内の取り組みを対象として支援するものである。(関連: Q2-4、Q2-6)

Q2-3: 同じ団体が複数の申請を行うことは可能か。

A: 応募要件を満たしていれば可能。

Q2-4: 令和2年度モデル事業(委託タイプ)の受託をしていた団体は応募可能か。

A: 応募可能。ただし今回の事業は既に行われた取組の支援を行うものではなく、あくまでモデル事業として交付決定後に新たに着手する取り組みについて企画案を提出いただく必要がある。

Q2-5：第2次公募は予定しているか。

A：現時点では予定していない。ただし、今回の募集で採択件数が一定数に満たない場合は、第2次公募を実施する可能性がある。

Q2-6：今回採択された場合、後年度のモデル事業に応募することは可能か。

A：次年度以降の予算等は未定であるが、応募は可能と考えている。

Q2-7：本補助事業は上限額500万円に合わせて応募する必要があるか。

A：補助事業の効率性や自立・自走に向けた見通しを審査するため、上限額に拘わらず補助対象外経費も含む事業費総額を記載すること。その際、補助対象経費を明確にすること。

Q2-8：本補助事業は上限額500万円に満たない申請の場合の補助額はどうか。  
500万円以上の申請であれば上限額が補助されるのか。

A：補助対象経費が500万円に満たない場合も勿論対象となり、その場合、補助対象経費の和が補助上限額となる。なお申請内容をもとに審査し、限られた予算の範囲内で支援することから、申請額通りの支援とならないことがある。

### 3. 事業計画

Q3-1：感染症拡大による事業計画の変更は可能か。

A：事業の実現可能性や展開可能性の観点で、コロナ禍における取り組み手法も踏まえて審査する。なお交付決定後に事業計画の変更が生じる場合は交付要綱に則って申請が必要である。

Q3-2：既に取り組んでいる事業を対象とした申請は可能か

A：今回の事業は既に行われた取組の支援を行うものではなく、あくまでモデル事業として交付決定後に新たに着手し、令和4年3月までの取り組みについて企画案を提出いただく必要がある。

Q3-3：事業実施地域について原則複数の自治体にまたがる必要があるとのことだが、県内の複数の自治体でも対象となるか。

A：同一県内の複数自治体を対象とすることは差し支えない。

Q3-4：産学官の連携・協力体制が構築できているかという点についてどこまでの連携が求められているか。

A：連携等の体制について特段の規定はない。モデル事業の実現可能性や持続可能性、効果などについて応募内容全体を見たうえで、審査・選定する。

Q3-5：原則複数の自治体に跨る必要があるとのことだが、対象自治体全てが運営や連携体制の中に入っている必要はあるか。

A：連携等の体制について特段の規定はない。モデル事業の実現可能性や持続可能性、効果などについて応募内容全体を見たうえで、審査・選定する。

Q3-6：モデル事業採択後、事業の継続年数の定めはあるか。

A：事業継続年数について特段の規定はない。モデル事業の実現可能性や持続可能性、効果などについて応募内容全体を見たうえで、審査・選定する。

#### 4. 対象経費

Q4-1：その他（諸経費）とは何か。

A：補助事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないものを指し、原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものを対象とする。なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用できない。

Q4-2：拠点施設の維持経費（賃料・光熱水費等）は対象経費か。

A：交付決定前から有する本社や支社の維持経費等については対象外である。企画やイベント等モデル事業に必要な範囲・期間の賃料・光熱水費については対象となりうるが、内閣府地方創生推進室において判断する。

Q4-3：本補助事業において施設整備は対象となるか。

A：企画やイベント等モデル事業に必要な設備備品費や外注費については対象となりうるが、内閣府地方創生推進室において判断する。また交付要綱に則って適切に管理等を行う必要がある。

Q4-4：本補助事業における資産を取得する場合の留意点について

A：備品とは機械器具その他原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品を指し、金額に関する規定は特段ない。取得した財産については交付要綱に則って適切に管理等を行う必要がある。

Q4-5：既存のHPやシステムの改良等でも対象となるか。

A：対象となる。なお財産として取得する場合は交付要綱に則って適切に管理等を行う必要がある。

Q4-6：本補助事業において制作したシステムや企画等の利用者から参加費の徴収等は可能か。また収入がある場合の補助金額はどうか。

A：補助金の交付の上限額は当年度の収支差額、対象経費、500万円の何れか最も少ない額となる。モデル事業の運営や開催に伴う参加費等の徴収は差し支えないが、その収入に応じて収支差額が変動することから、収支差額により上限額が定まる場合には補助金額も変動する。なお様式3（収支予算案）において当該モデル事業の当年度の、様式1⑤において後年度の収入・支出の見通しを記載すること。（関連：Q4-6-2）

Q4-6-2：交付決定後に申請内容の変更が生じた場合、補助金は増額・減額されるか。

A：交付決定後の事情の変更により申請内容を変更する場合は、交付要綱に則って変更の申請が必要であり、変更交付決定により補助金の額に変更が生じる。ただし交付の上限額は当初の交付決定と同様の考え方であり、また限られた予算の範囲内で支援することから申請額通りの増額とならないことがある。（関連：Q4-6-3）

Q4-6-3：変更交付決定により補助金が減額になった場合、返還が必要か。

A：実際に交付する補助金の額については交付要綱に基づき、事業完了時の実績報告を受けて確定し交付することになるため、返還の手続きは基本的に不要である。ただし、補助金の交付を既に受けている場合であって、変更交付決定に伴う減額により交付済額が過大となる場合は返還が必要となる。

Q4-6-4：本補助事業により取得した資産を売却等することは可能か。

A：補助を受けて取得した資産は交付要綱に則って補助金交付の目的に従って運用を図らなければならないが、その目的に反して売却等処分する場合には、その対象や金額、時期、目的等に応じて、相当の金額を国に納付させることがある。

Q4-7：本補助事業においてカメラ等の資機材のリース、オンラインツールの月額利用料は対象となるか。

A：企画やイベント等モデル事業に必要であれば対象となるが、補助事業では設備備品費も対象経費となるため効率的・効果的な方法を検討すること。なお交付決定以降に契約や利用登録を行うもののみが対象であり、補助事業実施期間最終日以降分については対象外として日割り計算すること。

Q4-8：本モデル事業に要した通信費等の按分について

A：本事業のために直接費消したものを経理区分して計上することを基本とし、これが困難または著しく不合理な場合は、按分根拠を明示した上で、事業実施日数等による日割や業務状況によるアロケーション等の按分も可とする。

Q4-9：人件費の計上方法について

A：本モデル事業に直接従事する職員の人件費は対象となり、人件費単価は職員の月給与や通勤手当等から単位時間に換算することとし、従事状況については月単位で従事時間と内容を記録することとなる。

Q4-10：対象外となっている、単なる地域に関する情報発信に係る経費とは何か。

A：モデル事業の参加者募集や成果の広報については対象経費となる一方で、例えば事業実施地域における一般的な観光・移住、関係人口向けPR等のためのHPの制作や、補助事業者自身のHPの制作等は対象外である。具体的には内閣府地方創生推進室において判断する。

Q4-11：対象外となっている、イベント等の参加者の現地訪問に係る飲食費、交通費、宿泊費とは何か。

A：モデル事業の参加者個人に対して給付あるいは負担する費用は対象外であり、例えば企画参加に際して、実施地域までの交通費実費や昼食費等がこれにあたる。他方で、企画実施に際して必要となる現地コーディネータや講師への諸謝金や交通費、現地施設やバス等の借上げは対象となる。具体的には内閣府地方創生推進室において判断する。